

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊少第139号

平成31年3月25日

「少年柔道剣道活動実施基準」について（通達）

少年柔道剣道活動については、少年の健全育成を図ることを目的として「少年柔道剣道活動の推進について（通達）」（平成27年3月2日付け熊少第94号）により実施しているところ、前記通達の有効期間満了に伴い、平成31年4月1日以降についても別添「少年柔道剣道活動実施基準」に基づき引き続き実施するので、各警察署にあっては、地域の協力を得ながら、署情に応じた活動をされたい。

## 少年柔道剣道活動実施基準

### 1 目的

少年柔道剣道活動を通じ、小・中学生を中心とした少年に規範意識の高揚、克己心の涵養及び連帯感の醸成を図ることにより、少年の健全育成と非行防止を図ることを目的とする。

### 2 活動主体

活動主体は、少年柔道剣道会（以下「会」という。）が行うものとする。

会は、練習生の保護者により運営し、会則を別添「〇〇警察署〇〇館 少年柔道剣道会会則（案）」のとおり定めるとともに、事務局を保護者会に置くものとする。

### 3 実施要領

#### (1) 実施場所

実施場所は、原則、警察署の道場とするが、状況によっては、管内の市町村、学校等の施設を使用することは差し支えないものとする。

#### (2) 指導員の指定

ア 警察署長は署員の中から練習生に対して指導を行う「指導員」を指定し、別記様式1「少年柔道・剣道指導員指定書」を交付すること。

また、人事異動等により指導員の指定を解除する場合は、別記様式2「少年柔道・剣道指導員指定解除通知書」を交付すること。

なお、特に必要と認められる場合に限り、他所属の職員を指導員として指定することができるものとするが、その際は当該所属長と協議すること。

イ 訓練の充実を図るため、指導員はできる限り指導力を有する術科指導員を優先して指定するものとする。

ウ 警察署長は、必要に応じて署員以外の有段者を「一般指導員」として指定することができるものとする。その場合は、別記様式3「少年柔道・剣道一般指導員指定書」を交付し、指定を解除する場合は、別記様式4「少年柔道・剣道一般指導員指定解除通知書」を交付すること。

エ 近年、全国で柔道指導中の少年の重篤事故が発生しているため、安全指導の面から少年柔道の指導員及び一般指導員はできる限り3段以上の者を指定すること。

なお、安全指導の徹底及び指導者の基礎指導力向上を目的に（財）全日本柔道連盟において、平成25年度から「柔道指導者資格付与制度」が導入されていることから、指導員及び一般指導員については、できる限り資格を取得させるよう奨励すること。

#### (3) 練習生の募集及び入会

ア 練習生の募集は、市町村広報誌等を活用するとともに、その対象は、小学生及び中学生とするが、必要があるときは年長少年（高校生）を加入させることができる。

イ 練習生を入会させる時は、保護者から別記様式5「〇〇警察署〇〇館 少年柔道、剣道会入会申込書（案）」を提出させ、警察署長及び保護者会会長の同意を

得て入会を承認すること。

なお、入会希望の少年の保護者に対しては、事故防止等について十分説明を行うこと。

ウ 練習生の人数は、道場の規模、設備、指導員数等から判断し、決定すること。

(4) 会費の徴収及び保険加入等

ア 会費の徴収は、保護者会が行い、金銭出納帳等関係簿冊を備付けさせること。

イ 一般指導員及び練習生については、「スポーツ傷害保険」等に保護者会名義の団体として加入させること。

(5) 庶務

保護者会との連絡調整等は、生活安全担当課（係）長が行うとともに、毎月の訓練計画書、大会への引率計画書等を作成し、警察署長の決裁を受けること。

4 活動内容

(1) 柔道及び剣道の訓練

ア 訓練は、おおむね週2日とするが、暑情に応じて決定するものとする。

イ 訓練のほか礼儀作法の習得や美化活動などの社会参加活動、防犯活動等も併せて行うこと。

(2) 柔道及び剣道の段級審査

練習生に訓練の目標を与えるため、希望によっては全日本柔道連盟、全日本剣道連盟の主催する段級審査の受審も考慮すること。

(3) 柔道及び剣道大会の開催、参加

ア 大会の開催は、警察署又は管内の体育館等の施設を利用するとともに、参加者は、県内に所在する会を招致することを原則とする。

イ 大会への参加は、県内で開催される大会とし、県外における大会については、県境の警察署が隣接する市町村で行われる大会のみ参加することを原則とする。

5 留意事項

(1) 各種事故防止

練習生の年齢、体力、経験等に応じた指導を実施するとともに、秩序ある行動を遵守させ事故防止に努めること。

また、大会への参加にあつては、保護者会が使用する車両に練習生を乗せるとともに、交通事故防止に配慮すること。

(2) 挙署一体となった取組

少年柔道剣道活動は、警察全体で取り組むべき業務であることを認識し、部門にとらわれず挙署一体となって推進すること。

(3) 活動目的の認識

大会での入賞のみを重視することなく、美化活動や社会参加活動など、練習生の規範意識の高揚に係る取組についても確実にを行うよう、活動目的の認識の徹底を図ること。

(4) 指導の公務性

少年柔道剣道活動については、少年警察活動の一環であり、公務と認められるが、指導員の公務性を認定するため、警察署長は毎月の訓練計画書、大会への引率計画

書等を把握管理すること。

(5) 週休日に活動する場合の措置

指導員が週休日に大会等で引率する場合は、長時間の勤務となることが予想されるので、勤務時間数によっては週休振替等の措置を講じること。

※ 別記様式（略）